

平成23年白浜町議会第4回定例会 会議録(第5号)

1. 開 会 平成23年12月20日 白浜町議会第4回定例会を白浜町役場
議場において10時00分開会した。

1. 開 議 平成23年12月20日 10時01分

1. 閉 議 平成23年12月20日 14時30分

1. 閉 会 平成23年12月20日 14時30分

1. 議員定数 16名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 16名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	正木	秀男	2番	笠原	恵利子
3番	岡谷	裕計	4番	西尾	智朗
5番	玉置	一	6番	廣畑	敏雄
7番	溝口	耕太郎	8番	水上	久美子
9番	南	勝弥	10番	湯川	秀樹
11番	丸本	安高	12番	長野	莊一
13番	正木	司良	14番	楠本	隆典
15番	辻	成紀	16番	三倉	健嗣

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局長 林 一 勝 事務主事 高 梨 鉄 也

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長 水 本 雄 三 副 町 長 熊 崎 訓 自
会計管理者 吉 川 廣 教 育 長 清 原 武
富田事務所長
兼農林水産課長 辻 政 信 日置川事務所長 前 田 信 生

総務課長	坂本規生	民生課長	鈴木泰明
生活環境課長	中戸和彦	観光課長	正木雅就
建設課長	笠中康弘	上下水道課長	山本高生
地籍調査課長	堀本栄一		
教育委員会			
教育次長	青山茂樹	消防長	山本正弘
総務課課長	田井郁也	農林水産課課長	鈴木泰
総務課副課長	榎本崇広	税務課副課長	岩城祐朗

1. 議事日程

- 日程第1 議案第100号 専決処分の承認について
- 日程第2 報告第18号 専決処分の報告について
- 日程第3 議案第101号 白浜町学童保育所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第102号 白浜町立スポーツ広場条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第18 議案第103号の訂正の件
- 日程第5 議案第103号 白浜町風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第104号 白浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第105号 平成23年度白浜町一般会計補正予算（第8号）議定について
- 日程第8 議案第106号 平成23年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）議定について
- 日程第9 議案第107号 平成23年度白浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定について
- 日程第10 議案第108号 平成23年度白浜町介護保険特別会計補正予算（第3号）議定について
- 日程第11 議案第109号 平成23年度白浜町水道事業特別会計補正予算（第1号）議定について
- 日程第12 報告第19号 専決処分の報告について
- 日程第13 議案第110号 物品購入契約の締結について
- 日程第14 議案第111号 民事調停の申立てについて
- 日程第15 議案第112号 民事調停の申立てについて
- 日程第16 報告第20号 第43期南白浜温泉株式会社経営状況の提出について
- 日程第17 諮問第4号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて
- 追加日程第19 議案第113号 平成23年度白浜町一般会計補正予算（第9号）議定について

- 追加日程第20 議案第85号 平成22年度白浜町一般会計歳入歳出決算認定について
(委員会審査報告)
- 追加日程第21 議案第86号 平成22年度白浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出
決算認定について (委員会審査報告)
- 追加日程第22 議案第87号 平成22年度白浜町老人保健特別会計歳入歳出決算認定
について (委員会審査報告)
- 追加日程第23 議案第88号 平成22年度白浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
認定について (委員会審査報告)
- 追加日程第24 議案第89号 平成22年度白浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
について (委員会審査報告)
- 追加日程第25 議案第90号 平成22年度白浜町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出
決算認定について (委員会審査報告)
- 追加日程第26 議案第91号 平成22年度白浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定
について (委員会審査報告)
- 追加日程第27 議案第92号 平成22年度白浜町健康交流拠点施設事業特別会計歳入
歳出決算認定について (委員会審査報告)
- 追加日程第28 議案第93号 平成22年度白浜町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
認定について (委員会審査報告)
- 追加日程第29 議案第94号 平成22年度白浜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出
決算認定について (委員会審査報告)
- 追加日程第30 議案第95号 平成22年度白浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算認
定について (委員会審査報告)
- 追加日程第31 議案第96号 平成22年度白浜町水道事業特別会計決算認定について
(委員会審査報告)
- 追加日程第32 意見書案第4号 独立行政法人国立病院機構南和歌山医療センターの充実
を求める意見書の提出について
- 追加日程第33 発議第5号 水本雄三白浜町長に対する問責決議
- 追加日程第34 発議第6号 議員派遣について
- 追加日程第35 発委第11号 閉会中の継続調査申出書 (議会運営委員会・総務観光常任委員会・建
設農林常任委員会・文教厚生常任委員会・議会広報特別委員会)
- 追加日程第36 発委第12号 閉会中の継続審査申出書 (総務観光常任委員会)

1. 会議に付した事件

日程第1から追加日程第36

1. 会議の経過

○議長

皆さんおはようございます。

ただいまから白浜町議会平成23年第4回定例会第5日目を開催いたします。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 林君

○番外（事務局長）

ただいまの出席議員は16名であります。

小幡税務課長が病気休暇のため欠席の申し出があります。岩城税務課副課長の出席を許可しています。

休憩中に議会運営委員会の開催をお願いしたいと思います。

本日は撮影を許可しております。

以上で諸報告を終わります。

○議長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

これより、本日の会議を開きます。

（１）日程第１ 議案第１００号 専決処分の承認について

○議長

日程第１ 議案第１００号 専決処分の承認についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

（なしの声あり）

○議長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

質疑を終結致します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議長

討論を終結致します。採決致します。お諮りします。

議案第１００号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

異議なしと認めます。

従って、議案第１００号は原案のとおり承認されました。

（２）日程第２ 報告第１８号 専決処分の報告について

○議長

日程第２ 報告第１８号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

13番 正木司良君

○13 番

この種の専決処分の上程につきましては、過去に何度とこういうケースがあるわけですが、参考までにお伺いいたします。今年の1月から12月までにこういうケースによる職員の交通事故、物損事故も含めて何件あって、そのうち何件が賠償の責任の度合いが相手側がゼロで職員側が100%というケースが何件あったのか。そこだけ教えていただきたいと思えます。

○議 長

番外 総務課長 坂本君

○番 外（総務課長）

手元に資料がございませんので、調べさせていただきます。

○議 長

14番 楠本君

○14 番

関連質問です。誰しも事故については十分気をつけていただいていると思うんですけども、やはり保険内ということもあろうかと思えますけども、やはり職員の服務規律、安心、安全という町を抱えている以上、公僕に徹する職員も服務規律、また交通安全には範とならなければならないと思えます。そういう意味においては、うっかり運転とかいう部分が無きにしもあらずです。我々議員も年末年始を控えて特に気をつけなければならないと思えますけども、服務規律上、これが重複して事故を起こしたということがないのか。またこの部分について、町長として訓告するなり文書注意するなり、口頭で嚴重注意されるなりやられているんですか。その点についてお伺いいたします。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

今までも交通事故に関しましては、事故審査委員会等で決定したことで、それぞれの措置を行っているところでございます。

○議 長

番外 総務課長 坂本君

○番 外（総務課長）

多分いないと思えますけども、今資料を持ち合わせていないので、それも調べさせていただきます。

○議 長

1番 正木秀男君

○1 番

この報告から、やったものは仕方ないという部分なんですけども、私の認識では本線から安居の方へ入っていくところなんですけども、相手が法人と。安協のカーブミラーか標識かなと推察のなかで44万円ほど。あと、標識でいえばカーブミラーかなと勝手な解釈をしているんですけども、あと29万3千円は車になっていくのかなと。それと、この図面見たら、右折しといて右側の標識をやったということは内回りしたのかと見えるんですけども、そこ

らどうなんですか。本来右折で行くんだったら相手の左側に接触するんだたらまだわかるんですけど、図面見たら右側になってるでしょう。そこら相手のぶつかった部分は何であるんか。そこらどうなんですか。

○議 長

番外 税務課副課長 岩城君

○番外 (税務課副課長)

ただいまの質問についてお答えいたします。事故の相手の標識なんですけども、止まれの標識です。それと白浜町は公用車でして、右側前方のヘッドライトやバンパーが破損いたしまして、29万3,202円の修理費となっております。それで、右折して止まれの道路標識に当たったわけなんですけども、議員言われるとおり、内回りで不注意で当たったという状況でございます。

○議 長

1番 正木秀男君

○1番

今、岩城副課長から早回りというか近回りというかの中で、その職員はよそ見してたのか、そのまま行ったのか。そこら今楠本議員が言ったように、所管の課長なりそういう事故の対応の部分はきちんと各課で指導なり状況を聞いているのか。そこらもう一度どうなんですか。

○議 長

番外 税務課副課長 岩城君

○番外 (税務課副課長)

税務課職員が事故をしたわけなんですけども、詳細についてはきちんと報告を受けております。十分気をつけますので、よろしくをお願いします。

○議 長

12番 長野君

○12番

この事故が起こったその後に、安全運転の確認とかヒヤリハット。そういうことは各職員、各課でやられているんでしょうか。そのことだけお聞きしたいと思います。

○議 長

番外 総務課長 坂本君

○番外 (総務課長)

各課に対しまして、うっかりミスがないようなことを注意するようにと文書を出しておりまして、各課とも朝礼等の中でこういう話をしております。

○議 長

12番 長野君

○12番

話だけでなしに、皆さんで寄ってこういう事故がどのようにして起こったかと、それに対しての安全運転、ヒヤリハットをやられているかということをお聞きしたんですけども。

○議 長

番外 総務課長 坂本君

○番外 (総務課長)

そこまで全員が寄って話し合ったということはないと思います。

○議 長

12番 長野君

○12番

ぜひこれからはお願いしたいと思いますので、よろしく。

○議 長

番外 総務課副課長 榎本君

○番外（総務課副課長）

先ほどの正木議員のご質問にお答えします。本定例会までに専決処分をさせていただいた件数は7件ございます。すべて100対ゼロということで、白浜町の過失でございます。うち物損のみが4件、人身と物件を合わせたものが3件ございます。今定例会でも追加させていただいてございますけども、2件物損事故に対する専決処分を行わせていただいております。

あと、先ほど総務課長から事故が起こった後の職員の研修とございますか、そうしたことにつきましても、その都度ではございませんが、それぞれ多い課におきまして、交通事故に関する研修であったりという部分は定期的にはしてございますけども、都度都度はしてございませんので、申し上げます。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結致します。

報告第18号は以上で終わります。

（3）日程第3 議案第101号 白浜町学童保育所設置条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第3 議案第101号 白浜町学童保育所設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結致します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結致します。採決致します。お諮りします。

議案第101号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第101号は原案のとおり可決されました。

(4) 日程第4 議案第102号 白浜町立スポーツ広場条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第4 議案第102号 白浜町立スポーツ広場条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

○議 長

本案に対する質疑を行います。

5番 玉置君

○5 番

このスポーツ広場としてテニスコートを廃止してスポーツ広場にする場所は、前回の台風で浸かった場所だと思うんですが、それをあらためてテニス場を改修して何らかのグラウンドにするという整備計画ですが、整備するにはそれなりの費用が要ります。そしてグラウンドとして利用する場合において、貸し出す金額も上がるわけですが、そこまでグラウンドを広げて整備するという必要性と利用状況について。ものすごく利用状況がよくて、もっと広げてでも利用できる人を増やしたいんだとか、そういうことがあって整備をするのか、その辺ちょっとお伺いしたいんですが。

○議 長

番外 教育次長 青山君

○番 外(教育次長)

今のご質問ですけれども、まずテニスコートなんですけれども、ご存じのように台風の被害によりまして、土砂で埋没したわけなんです。その中でネットフェンス等被害を及ぼしたわけなんですけれども、まずテニスコートについては従来人気がないと言うのか、利用者が今まで何年かない状態で草が生えていた状態でありました。その中で今回災害が起きた中で、ここへ費用をかけるより、撤去しましてグラウンドとして多くの方に利用していただくほうがいいのではないかとということで、グラウンドとさせていただきます。グラウンドについては、サッカーの練習そしてグラウンドゴルフまたラグビー等多くの方が利用されているということで、今回グラウンドとして一部を撤去しまして利用とさせていただきます。

○議 長

5番 玉置君

○5 番

この施設に対する整備の費用はどのくらいかかるものか計算できているんですか。

○議 長

番外 教育次長 青山君

○番 外（教育次長）

整備については災害の費用で土砂の撤去のみということで、約二十何万だったと思います。そのくらいで全部グラウンド一式土砂を撤去しております。その後、今のところ未定ですけども、芝生を植えてグラウンドとしていく予定でございます。

○議 長

14番 楠本君

○14 番

お伺いします。前にも高齢者の方々から国道を渡ってのトイレの利用が非常に危険であると、区からの要望もあったと思います。私も以前にこの議場で言ったと思いますが、やはりグラウンドゴルフをされるような方々はかなり不便を感じていると思います。これは経費もかかるんですけども、簡易トイレでも置いていただきたいという要望がありますが、その点についてのお考えはいかがでしょうか。

○議 長

番外 教育次長 青山君

○番 外（教育次長）

河川敷ということで、県から占用をいただきましてお借りしているところであります。永久的な構造物についてはかなり許可が難しいと思われれます。その中で簡易的なトイレというのは今後検討、協議をしていきたいと思っております。

○議 長

14番 楠本君

○14 番

今まで要望あったということに認識されているんですか。具体的に取り組まれているんですか。その点についてはどうでしょうか。

○議 長

番外 教育次長 青山君

○番 外（教育次長）

今のところトイレの仮設は検討しておらないところでございます。

○議 長

14番 楠本君

○14 番

要望があったということは認識されているんですか。

○議 長

番外 教育次長 青山君

○番 外（教育次長）

以前に要望等があるということは聞いております。

○議 長

9番 南君

○9 番

先ほどのテニスコートの件なんですけども、全然利用がないということだったんですけども、維持が悪い、状況が悪いから利用してなかったのか。今まで利用された方の了解はとれ

ているんですか。勝手に町が利用悪いから廃止したのか、その点お聞きしたいんですけども。

○議 長

番外 教育次長 青山君

○番外 (教育次長)

撤去についてはもちろん平間区及び今までテニスをしていた方、愛好会等には相談をさせていただきまして、今回このような整備にさせていただきました。

○議 長

5番 玉置君

○5番

先ほど整備した跡地に芝生をはって云々とありました。これは先ほどの答弁の中でもサッカーの練習場等の話が出ていましたけども、以前中間処理場の横にミニサッカー場の芝生をひいた事業がございましたね。それはサッカー等に使うという話で整備を進めました。今後またそういう形で跡地があるから芝生を植える。芝生を植える費用もさることながら、後々の維持管理が大変なんです。そのあたりのことは2面要るくらいの利用状況であるのかどうか。中間処理場の横に1面ありますね。今後できます。それに加えてそこに芝生のサッカー練習場等が必要なものかどうか、その辺どうですか。

○議 長

番外 教育次長 青山君

○番外 (教育次長)

芝生については、どこかでもらえる事業とか、あと教育委員会の部分で植えていこうということとして、特に業者に発注してということは考えておりません。それと芝生、今この管理については地元の方をお願いしておるんですけど、それについても芝生にする維持管理費もかからないということで、今後芝生をはっていこうと計画をしております。

○議 長

5番 玉置君

○5番

だから、中間処理場の横にある施設についてはどう考えているのか。

○議 長

番外 教育次長 青山君

○番外 (教育次長)

中間処理施設のところはある程度の本格的な練習場だと思います。ここについては地元の方がグラウンドということで、いろいろな面で使用されておりますので、その辺サッカーだけでなくグラウンドゴルフ、それと先日もラグビー等の練習も行ってまして、その辺は使いやすいということの利用ができたらと思っております。

○議 長

6番 廣畑君

○6番

先ほどの楠本議員の発言に絡んでですけども、グラウンドゴルフをされている高齢者の方が大変最近増えてきたと。要望を聞いてないのかという質問だったと思っておりますけども、やはり現場ではトイレの要望というのはかなりのものがあります。高齢になりますと、今の時期

もそうですけども、トイレに行く間隔が狭まってくる。あそこに押しボタンの信号があるわけなんですけども、体育館へ行くんですけども、今は利用しているんですけども、やはり現場で可動式のトイレ。これは上富田などでは設置しておるわけなんです。そうしたこともぜひ考えていただきまして、高齢者の方が利用していただく。今は週1回の利用ですけども、やはりグラウンドが広がってなかなかよくなっていくという感想も皆さんもってますので、ぜひそうしたこと。芝生の植栽、それからトイレ、そうした環境整備についてぜひこの際にお願ひしたいなと思います。よろしくお願ひします。

○議 長

5番 玉置君

○5 番

確認だけしておきます。そしたら中間処理場の保呂の施設の横は順調に稼働していると。それ以上に要るから、芝生のメンテナンスは地元の方にお任せして、町は先の整備については進めていきたいということですね。

○議 長

番外 教育次長 青山君

○番 外（教育次長）

処理場のところについては私の担当の部外ということで、その辺の利用については把握しておりませんので、その辺はお答えできないところがあります。

○議 長

5番 玉置君

○5 番

しつこいようですけども、そういう縦割りの話でなくて、こっちにひとつ施設があるのにそこを利用促進したらどうなのと言っているんですよ。だから、新たに芝生のグラウンドをつくって、サッカーみたいな練習場をつくるんやということをせんでも、近くに別の管轄であってもそういう施設があるんやから、そこで使ってくださいよという話にならんですかと聞いているんですよ。

○議 長

番外 教育次長 青山君

○番 外（教育次長）

今現在ここで言う南グラウンドについては芝生をはっている状態です。その中で半分についても芝生のほうが土より管理がしやすいということもありまして、また利用もしやすいということで今回させていただくわけです。芝生といっても本格的な芝生ともなりにくいと思いますけども、土よりも利用がしやすいし、管理もしやすいということで、今回全体を芝生ということを考えておりまして、今のところいつということは未定です。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結致します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結致します。採決致します。お諮りします。

議案第102号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第102号は原案のとおり可決されました。

資料を配付してください。

(資料配付)

○議 長

12月6日白浜町長から提出された議案第103号 白浜町風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例について、訂正したいとの申し出があります。

議案第103号の訂正の件を日程に追加し、追加日程第18として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第103号の訂正の件を日程に追加し、追加日程第18として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

(5) 追加日程第18 議案第103号の訂正の件

○議 長

追加日程第18 議案第103号の訂正の件を議題とします。

町長から議案第103号の訂正の理由の説明を求めます。

番外 町長 水本君(登壇)

○番 外(町 長)

本日議長に提出いたしました議案の訂正につきましてご説明申し上げます。

本定例会に提出してございます議案を訂正したいので、白浜町議会会議規則第20条第1項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

議案名は議案第103号白浜町風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

訂正内容は別紙のとおり、放送法等の一部を改正する法律の施行により、現行の電気通信事業法に適合させるものです。

訂正の理由としまして、放送法等の一部を改正する法律により改正された関係規定を一部遺漏していたためでございます。

詳細につきましては担当課長よりご説明申し上げますので、ご審議の程よろしく願い申し上げます。

○議 長

続いて補足説明を行います。

番外 建設課長 笠中君（登壇）

○番外（建設課長）

議案第103号の訂正の件について、議案書（P. 18～20）に基づき、説明した。

○議長

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第103号の訂正の件を許可することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

異議なしと認めます。

従って、議案第103号の訂正の件を許可することに決定しました。

（6）日程第5 議案第103号 白浜町風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例について

○議長

日程第5 議案第103号 白浜町風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

（なしの声あり）

○議長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

質疑を終結致します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議長

討論を終結致します。採決致します。お諮りします。

議案第103号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

異議なしと認めます。

従って、議案103号は原案のとおり可決されました。

（7）日程第6 議案第104号 白浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

○議長

日程第6 議案第104号 白浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例に

ついてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結致します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結致します。採決致します。お諮りします。

議案第104号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第104号は原案のとおり可決されました。

(8) 日程第7 議案第105号 平成23年度白浜町一般会計補正予算(第8号)議定について

○議 長

日程第7 議案第105号 平成23年度白浜町一般会計補正予算(第8号)議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

7番 溝口君

○7 番

予算書19ページをお願いします。ごみ焼却場の処理費につきまして確認です。この予算が計上されてなかったのか、それか当初予算になっていたのか確認させていただきたいと思います。私も一般質問でこのごみ焼却場の延命化について質問をさせていただきましたし、同僚議員の方も何名かされております。それで、延命化工事にかかる計画書を作成する必要があると聞いておまして、今回の補正予算の中に計上されているのかなと思っていたんですけども、それが計上されていない感じなので、それがどうなっているのか担当課に確認の意味でお聞きしたいと思います。

○議 長

番外 生活環境課長 中戸君

○番 外(生活環境課長)

その件につきましては、平成23年度の当初で予算計上をさせていただいて、ご承認いただいているところです。

○議 長

7番 溝口君

○7 番

そうですか。当初予算の中で計上されていると。その延命化工事の計画書と。これはすでにできているのかどうか、その点関連してお聞きしたいと思います。

○議 長

番外 生活環境課長 中戸君

○番 外（生活環境課長）

12月15日だったと思いますけども、コンサルから最終案が提示されております。

○議 長

7番 溝口君

○7 番

12月15日にコンサルから延命化についての最終計画が白浜町に届いたと。それだったら一般質問の答弁でもう終わっていると。何をもちょう終わっているかですけども、一般質問の場でございませぬので。そしたら、12月15日に最終的にコンサルから延命化についての計画書が白浜町に届いたと。その計画書をもって延命化工事については地元と協議することによって当然なると私は思うんですけども、その点どうですか。

○議 長

番外 生活環境課長 中戸君

○番 外（生活環境課長）

これまでの経過からも、今後とも誠意を持って地元保呂区と協議していかなければいけないと考えているところです。

○議 長

7番 溝口君

○7 番

それだったら、町長の一般質問の際の答弁と意味合的に違ってくるので、町長に確認の意味だけでお聞きしたいと思うんですけども。今生活環境課としたら、最終コンサルから12月15日に延命化について最終的な案が白浜町に届いたと。これが最終的な延命化についての計画であると思うんです。町長に確認だけさせていただきますけども、先だっの一般質問から、この中間処理施設の延命化工事の地元協議は終わっていると、そのような答弁がありましたけども、それだったら、今担当課は12月15日に最終的な延命化工事についての計画案が届いたと。そしたら、町長がおっしゃっている保呂区との延命化工事の協議いつしたのか。

また、協議の成立、最終的にいつされたのですか。その2点についてお伺いします。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

一般質問でもお答えいたしました。延命化につきましては、平成22年6月19日に長寿命化に関して保呂区と協議させていただきました。また7月9日には長寿命化工事について保呂区での学習会を持ち、特段皆さん方の反対のご意見がございませぬと、そのことを終えております。私もその席上で延命化についてのご挨拶をしております。それを受けまして、当時の担当も申しておりましたが、延命化をすることによって9月30日に15年の延長協

定書を調印させていただいたと承知しているところでございます。

○議 長

7番 溝口君

○7 番

これは一般質問の中でも再々申し上げましたけども、今町長がおっしゃられました6月19日ですね。19日が地元の学習会ですね。これは期間延長のための学習会を6月19日と。そして、そういった中で期間延長になったら、後どうなるのかなと。どう取り組んでいくのかなという形で、先進地の視察を7月2日と9日の2日やりました。これはあくまで、期間延長のためのそういった学習会であり、先進地の視察であるんです。保呂区の6月19日の学習会に町長も出席されてその中でおっしゃってますよ。いろいろありますけども、そこだけ申し上げましたら、具体的に計画が考えられる時点におきましては、まず皆様方にそういった考え方をお示しして、ご意見をいただきたいと思うと。あなたがおっしゃっているんですよ。具体的に計画があればと。これが6月19日の学習会です。あくまでも延長に向けての学習会です。そういった延命化について具体的な案になれば、必ず皆様方に先にお示ししますとなっておりますけども、それだったら、確認させていただきましても、この延命化工事の地元協議が成立したと判断できる資料等は町長あるんですか。あるんだったらそれを見せてください。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

だから、何回もお答えしてますように、その経過を受けまして8月4日には循環型社会形成推進地域計画策定業務を発注させてもらったところでもございまして、その経緯経過の中で私は協議を得ていると承知しますが。

○議 長

7番 溝口君

○7 番

町長、最終計画案が12月15日にやっと白浜町に届いたんですよ。延命化工事の最終案が届く前になぜ地元と協議が終了できるんですか。おかしくないですか。私は先ほども言いましたように、これは期間延長のための学習会を6月19日にやった。その中で町長も地元保呂区に來られて、具体的に計画が考えられた時点において、まず皆様方にお示しをしますと。そしてご意見をいただきたいと思う。これ6月19日の学習会ですよ。その中で町長がおっしゃっているんですよ。これ延命化についてと違いますよ。一般質問ではありませんので、これ答弁は結構です。

最後にもう1点だけ。地元協議が成立したと判断できる資料があるのかと聞いたんですけども、それはないわけですね。その資料は町長が言う6月19日と7月2日、9日の先進地視察がそういった資料でといった解釈でよろしいんですね。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

当時の担当課からもそのことをもってして延命化をはかったと私は伺っております。

○議 長

7番 溝口君

○7 番

今また当時の担当課とおっしゃいまして、またひとつ問題的な発言が、あとすぐ確認できると思います。

あと1点だけ。昨年9月30日に施設稼働延長の協定書が締結されました。それ以降延命化工事の協議は現在までに具体的にされたのですか。最後確認ですけれども、それは今町長がおっしゃった6月19日と7月2日と9日の2回にわけて実施した先進地の視察だけをもって、町長は協議をされたとですけれども、具体的に保呂区を囲んで昨年9月30日以降されたんですか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町長)

だから何度も申しますけれども、私は9月30日をもってして、長寿命化計画に基づく工事を実施することを前提として延長協議を結ばせていただいたと思っております。

○議 長

8番 水上君

○8 番

20ページ、目3農業振興費についてお尋ねします。この補正が973万。そのうち特定財源として財源は国県の支出金573万3千円ですか。そして、一般財源46万4千円。その他としております353万3千円。この財源はどこからか説明をいただきたい。

それともう一つ。19負担金、補助金の説明のところで、有害鳥獣の駆除奨励費の補助金121万2千円。捕獲頭数の増加と説明を受けましたけれども、どのような内容であったのか。

それからもう一つ。農業生産基盤復旧支援補助金846万6千円。これは国の対象とならない農地への補助と聞いておりますけれども、件数はどんなものであったのかお尋ねします。

○議 長

番外 富田事務所長 辻君

○番 外(富田事務所長)

最初に有害鳥獣の奨励金補助金ですけれども、これは現在までの捕獲頭数の増加と、それから今後1月から3月までの捕獲頭数の見込みを出しまして、補正予算をお願いしてございます。増加の分ですけれども、現在は498頭。総合計で予算措置をしてございます。それが補正後は595頭。97頭の増加を見込んでございます。その分の補正額になります。

それから、農業生産基盤復旧支援補助金ですけれども、これにつきましては、農地災害の分、小災害40万未満の災害ですけれども、一応20件を見込んでございます。それから、施設災害の分につきましては、10件。これにつきましても、40万以内ということで、見積もりをしてございます。その農地災害につきましては、県の補助金が45%になりますので、だいたい360万。それから、町の補助金につきましては、補助残の2分の1、55%残りますので、町の分については27.5%。同じく、あとの半分につきましては、受益者が負担することになってございます。それから施設災害につきましては、これは県の補助金

が3分の1ですので、町の補助金につきましても、あとの補助残の3分の2を受益者の3分の1ずつ負担することになってございます。その他の部分につきましては、その負担額の分の合計額ということでございます。

以上です。

○議 長

3番 岡谷君

○3 番

15ページ、民生費でございますが、社会福祉総務費 区分13委託料の中の要援護者管理システム構築委託料でございます。546万が計上されておりますが、これにおきまして、町の提案も含めてシステム化を定義しているのか。この546万は大変高額でございますので、どういう内容であるのかももう一度お尋ねしたいと思います。

○議 長

番外 民生課長 鈴木君

○番 外（民生課長）

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。要援護者管理システム構築委託料につきましては、国から100%事業でございます。地域支え合い連携体制構築事業補助金ということで、500万円の補助金をいただきまして、システムを構築していきたいと考えているところです。このことにつきましては、3年ほど前に民生委員あるいはケアマネージャーのご協力をいただきまして、町内の災害時の要援護者を把握するために調査をしたところです。特に、高齢者、障害者、乳幼児、難病患者あるいは妊婦さんとか、そういった方の状況を把握するというところで、当時約600件の申し込み者といますか、把握をしているところです。それ以降、行政の中の連携がもうひとつとれていなくて、役割分担ができていなかったところであります。今回、そういった個人情報も含めまして住所、氏名、生年月日、性別、血液型、連絡先、地域の担当の民生委員さん、また家族構成、医療保険、障害者手帳、要介護度、避難場所、緊急連絡先、協力員、あるいはかかりつけ医といった情報を今回このシステムの中に入れて、それを更新するための仕組みづくりといたしますか、そういうものを目指しているところでございます。私どもの要援護者や避難支援者への避難勧告、そういった伝達体制をこのシステムによって、できましたら3月いっぱい構築していきたいと考えているところでございます。

○議 長

3番 岡谷君

○3 番

趣旨的には大変良くわかります。障害者ならびに弱者対策。災害犠牲者をこの町から一人も出さないという意気込みでこのシステム化をはかっていただきたいと思います。特に、ここに伴ってきます民生委員の活躍といいたしめようか、民生委員に及ぼす大変なご苦労が発生してまいりますので、その辺も私は常々申し上げておりますが、そういう民生委員の方をフォローしていくということが大変大事だと思います。そういう意味で、力を入れていただきまして、先ほど申し上げましたが犠牲者ゼロという思いで大いにシステム化をはかり町の考え方、提案を含めてより一層深みのあるシステム化に臨んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議 長

8番 水上君

○8 番

関連です。そのシステムの構築、これは喜ばしいことだと思うんです。この情報なんです
が、刻々と変わるということの中で、継続した取組み、そしてデータの入力などについての
問題点もあろうかと思うんですが。

それと、そのシステムの活用の範囲ですけども、どのようにお考えでしょうか。

○議 長

番外 民生課長 鈴木君

○番 外（民生課長）

今回委託する事業ですけども、先ほど申しあげましたような情報とプラス地図情報を入れて
的確に該当者あるいは協力者、避難場所の特定ができるようなシステムにしていきたいと
思っております。特に今回重要視されておりますのは、住民基本台帳と連携をとっていくと
いうところをございまして、例えば3年ほど前に、民生委員さんにご協力いただきまして、
作りましたけども、介護度が変わっていたり、あるいはお亡くなりになったり、転出されたり、
施設に入ったり、そういった状況が刻々と変わってきておりますので、そういったものを
住民基本台帳あるいは障害者のシステム、介護システム、そういったものと連携をとりな
がら手入力でなくてそういった情報を連携できるようなシステムを構築していきたいと思
います。

○議 長

8番 水上君

○8 番

活用の範囲はどのように。

○議 長

番外 民生課長 鈴木君

○番 外（民生課長）

私どもは先ほども言いましたように、役割分担をさせていただいておりますので、情報は
民生課が受け持つと。あとの活用につきましては、総務課の防災対策室、消防本部から情報
が地域防災あるいは消防団に連携がとれていくと考えているところです。

○議 長

10番 湯川君

○10 番

19ページの緊急雇用創出事業費の臨時職員賃金ですが、この賃金で働かれる方はどの部
署でどのようなお仕事をされるか。

○議 長

番外 税務課副課長 岩城君

○番 外（税務課副課長）

ただいまの質問にお答えいたします。これは来年1月から3月における雇用なんですけど、
事業所から給与報告書が届いたり、確定申告の受付を行いまして、税務課といたしまして、
どうしても人手が不足になりますので、2名賃金雇用者を雇いましてデータの入力とか確定

申告の受付の補助を行っていただくものです。よろしく申し上げます。

○議 長

16番 三倉君

○16 番

20ページ、農林水産の中の工事費の減額1億5千万円についてです。このことにつきまして確認したいんです。一般質問でも話あったと思うんですけども、減額するということは説明の中では、震災の影響から補助金の減額にあがっているとのことだったんですけども、工事費もろもろ決まっている中で、1億5千万円が減額されるということになったら、工事全体が縮小されるということが考えられるわけなんです。この分につきましては、一応施設の建築のものも入っているわけなんですけども、建築する建物についてもそういうことを及ぼしてくるのか。それとも工事費は当初決まっていた予算の中から補助いただく期間が少し長くなるというか、来年度に持ち越される話になっていくのか、その辺についてお尋ねしたい。

○議 長

番外 農林水産課課長 鈴木君

○番 外（農林水産課課長）

減額に伴う工事内容ですけども、当初事業費3億円を予定しておりまして、その内容と言いますのは漁業振興施設の詳細設計と建築工事を考えておりました。今回事業費が東北大震災の関係で半額になったわけでございますけども、漁業振興施設詳細設計と浮棧橋等の詳細設計、駐車場等の詳細設計また浮棧橋の工事等を考えております。残りの事業費3億5千万円ですけども、24年度で要望をお願いしてここで漁業振興施設の建築工事を行っていきたいと。また駐車場工事も行っていきたいと考えてございます。

○議 長

16番 三倉君

○16 番

だから全体の工事の中からこれだけ補助金が減ったわけでしょう。減ったのは来年度繰越して上がってくるのか。それとも工事全体が少なくなるのかということを知っているんです。

○議 長

番外 農林水産課課長 鈴木君

○番 外（農林水産課課長）

全体工事内容は変わってございません。ただ今回いただかなかった補助金の残金については24年度に強く要望し、2カ年事業の計画なので24年度に強く要望し、お願いしたいと考えてございます。全体計画は変わってございません。

○議 長

16番 三倉君

○16 番

もう1つ。19ページの塵埃の中の役務費、資源ごみの処理手数料474万4千円増えるということは、これは資源ごみが増えてたからそうなったと解釈したらよいのかということ。

それから、下にある委託料につきましては、災害のために運搬等に要ったということなんです。

けども、この運搬についてはいろいろあるでしょうけども、どのような形のことでこれだけになったのかということについて、わかる範囲で結構ですけど。

○議 長

番外 生活環境課長 中戸君

○番外 (生活環境課長)

資源ごみにつきましては、災害の関係でかなり増えてきたので補正で計上させていただいたということです。

それから、災害廃棄物の運搬処理ですけども、これも委託件数が膨大になって増えてきたので計上をさせていただいております。

○議 長

16番 三倉君

○16番

この委託につきましては、資源ごみについても、もちろん可燃ごみについても両方ひっくるめてという形であると解釈したらよろしいわけですか。

○議 長

番外 生活環境課長 中戸君

○番外 (生活環境課長)

はい、それで結構です。

○議 長

5番 玉置君

○5番

13ページ、目まちづくり推進委員会で報酬で13万3千円出ております。大変細かい数字なのですが、ここで補正で出ているということは、白浜町生活交通ネットワーク計画策定委員会ですか、これは本年度当初の計画にはなかって、そして必要に応じて開かざるを得なくなったから補正で予算が出てきたと思うんですが、予算は少ないんですが、この33名の大所帯ですね。こういう中で生活の交通ネットをどのような会議でどういう会議を開いて。こういう部会が開かれてどのようなお話がされて、どのような必要性の中でこの部会が開かれるのか、説明していただきたいと思うんですが。

○議 長

番外 総務課長 坂本君

○番外 (総務課長)

白浜町生活交通ネットワーク計画策定委員会といいますのは、当初和歌山大学の地域貢献プロジェクトということで、この12月末まででそれが終了するんですけども、引き続き路線バスの乗降調査とかそういうことを今年度末まで委員会を存続させて引き継いでいくということで、部会につきましては、白浜、富田、日置の3部会に分かれておまして、お年寄りから子どもまで、いろんな交通弱者の調査。またそれに向けて町としての対策をどう取り組んでいくかという計画を策定しているもので、現在まで各部会2回実施されています。策定委員会につきましても3回実施しておまして、引き続き3月まで交通ネットワークについての協議を進めていくというもので、追加して報酬が必要となるものでございます。

○議 長

5番 玉置君

○5 番

そしたら、各部署で30名おるから3カ所だったら10名ずつくらいで、乗降客の数をチェックしているんですか。それで、どういう仕事をなさって10名いるのか。例えば1年に何回も開催するということですが、1回、2回でその必要性とかそのものを把握して、それだったら何回も調べんでもいけるんじゃないかと思うんですけども、その辺どうですか。

○議 長

番外 総務課長 坂本君

○番 外（総務課長）

現在までいろんな各地域の課題等を今まで出していただいて、今後その実際のバスの乗降、実際どういう方が乗られていて、どのくらいの利用度があるかという乗降調査を今後やっていくというものでございます。

○議 長

5番 玉置君

○5 番

不必要とは言いませんけども、何かそこまでと言いますか、年々再々調べてそれに生かしていかなあかんほど、今の白浜町が交通ネットワークの時間帯とか乗降客等の情報を持っている中で、今後それをずっと続けて行くとなったら実際費用ですけどそれなりに要るわけです。今持ってられる情報のもとにネットワークを総務の中から民間のバス会社等に働きかけてそういう状況をつくれないうものではないでしょうか。こんなにたくさん人間が関わらないとこういう交通のネットワークというのは考えられないものなんですか。

○議 長

番外 総務課長 坂本君

○番 外（総務課長）

乗降調査というのは今回初めて行うものでありまして、今までは課題とかをいろいろ出していただいて、それに基づいて実際にどういう利用のされ方をしているのかという乗降調査を今回やるということでございます。

○議 長

5番 玉置君

○5 番

今回から始まると。

○議 長

番外 総務課長 坂本君

○番 外（総務課長）

今回1回行うということです。

○議 長

5番 玉置君

○5 番

では、それを今後に生かしていただきたいと思います。ただ前々回ですか、丸本議員からも交通弱者の問題について質問がありましたですね。日置川にバスと列車の時間に齟齬があ

るということで、考えますという返答だって、考えていただいたのかどうか私もその結果は知らないんですけども、こういうの初めてということだから、こういうことを充実させて今後につなげていただきたいと思います。民間の声というのはそんなに部会を開かなくても十分伝わっていくんところがうかなと思いましたが、今回初めてということですから、それを今後に活かしていただけるようお願いしておきます。

○議 長

8番 水上君

○8 番

関連質問します。この委員会委員報酬ですが、このことについて3, 500円×2人、3回。役員会3, 500×1人、2回とありますね。この委員会とした設定、それから役員会1人という。これはどういう形の委員会、役員会なのですか。どういう設定の中でこういう委員報酬が設定されていますか。

○議 長

番外 総務課長 坂本君

○番 外（総務課長）

今手元に資料がないので、申し訳ございません。あとで調べてご報告いたします。

○議 長

11番 丸本君

○11 番

20ページ、款6農林水産業費、節19負担金、補助金のところで、先ほどこれに関しては水上議員からも質問ございましたが、サル、イノシシ、シカの有害駆除に対する補助金であるということですが、これら有害駆除の許可は白浜町が出しておると認識しております。昨今のシカ、サルの被害が大きいということで、この補助金も補正で上げていただいているんですが、駆除に対して百二十何万は97頭である見込みということですが、特にサルにおいて、日置川の流域、全域において被害があると。しかし、狩猟の免許を受けている方が今年10月の末までは上富田の方が日置川流域をまわってくれてたんですけども、サルがきたらその方のところに電話をしたらすぐにとんできてくれると。それが11月から狩猟ができないことになったということでもあります。なぜできていたものができなくなったのかという声が住民の中から私のところに届いていますので、狩猟できなくなった根拠はどこにあるんですか。法的根拠です。

○議 長

番外 富田事務所長 辻君

○番 外（富田事務所長）

特にできないということではないと。そういうことは把握はしていないんですけども、サルにおいても狩猟ができると把握してございますが。

○議 長

11番 丸本君

○11 番

そしたら、今まで駆除してくれてた方が引き続いて白浜町でサルを獲ってもかまんということですか。

○議 長

番外 富田事務所長 辻君

○番 外（富田事務所長）

内容的に把握しておりませんので、詳しいことはわからんのですが、それぞれの猟友会、日置川地域ですと日置川の猟友会の方々に狩猟をしていただいておりますので、その辺の関係で何かあったのかもわかりませんが、今のところそういう情報は私どもには入っておりませんので、また詳しく調べて報告をしたいと思っております。

○議 長

14番 楠本君

○14 番

24ページの款10教育費の白中の耐震工事について、2、3点ご質問いたします。3億8千万の予算計上をされております。参考資料として27ページに平面図が載っておりますが、1つは、富田中学校と比べて私は現地を見せてもらったときに、かなり白中のほうが構造的に問題があるように私は感じたわけなんです、3億8千万の工事ですから、相当な工事になるんだろうと思います。しかし、この工事内容の予定を参考資料2ページの予定を見ますと、富田中学校でさえ追加工事がありました。これ3億8千万で実際教育委員会としてはこれで十分いけるのか。そういう見通しについてはいかがなんでしょうか。それが1点です。

2点目については、一番の優先課題は学校の耐震化が遅れているということで、我が町は優先的に行ってきたんですけれども、なお大きな、ほぼこれで、小さい部分は存じておりませんが、あと耐震工事としてどこどこが残っているのか。体育館を含めて、この体育館は建て直さなアカンとか、いろいろあろうかと思っておりますが、概略だけお示ししたいと思います。

○議 長

番外 教育次長 青山君

○番 外（教育次長）

今のご質問でございます。3億8千万円ということで、耐震補強、内部、外壁改修、防水、屋上、電気設備工事等を行う予定でございます。それについての約3億8千万円でございます。教育委員会としては、あと残りの工事を予定しておりますけれども、したいところですが、財政の厳しい中でございまして、その辺はまた入札等の差額があればしたいなど考えはあります。

その他耐震ですけれども、その後白浜第一小学校は耐震、それと北富田小学校の建て替えを今のところ予定をしておるところでございます。その後、最後27年になりまして、第二小学校を耐震を予定しております。その後については今のところ耐震計画はそれで終わりなんですけれども、各学校から体育館棟の耐震の要望はございます。今後については検討していきたいと思っております。

○議 長

14番 楠本君

○14 番

参考資料の中で、今教育次長からお話あったんですが、これでは十分でないというふうに

私は認識したんですが、まだそしたらどこをしたいのか。白中だけです、白中のまだどういところが、耐震としてやらんならんとところがあるんですか。その点についてはいかがでしょうか。

○議 長
番外 教育次長 青山君

○番 外（教育次長）

耐震補強については、これで賄えます。あとの大規模改修ということで、もろもろ残りということでございます。

○議 長
14番 楠本君

○14 番

どういう認識を議員の皆さんもっているかわかりませんが、我々、富田中学校が一番耐震的にも強いかなど思っていた部分がああいう追加予算も出ました。白中の場合は私はずっと何回も見させていただきましたが、かなり傷んでいると思いますから、耐震については3億8千万円で十分だというお話ですけども、なおかつ設計屋さんが調査したことから大丈夫なんだろうと思いますけども、私は追加予算が必要ではないのかなという気もいたします。その部分についてはせっかくやる工事ですから、その点遺漏のないようにしていただきたいと思います。

2点目の質問の中で、北小は建て替えと。あと第一小学校、第二小学校の問題もあるということですけども、パーセンテージ的にいったら全町内の小、中学校でどのくらいの進捗率でしょうか。その点お伺いします。

○議 長
番外 教育次長 青山君

○番 外（教育次長）

今のところ、富田が終わりまして約32%…。ちょっとその辺調べてあとで報告をさせていただきます。

○議 長
番外 総務課副課長 榎本君

○番 外（総務課副課長）

先ほどの水上議員のご質問に対してお答えいたします。公共交通ネットワークの委員会16名の方がいらっしゃりまして、16名のうちに2名和歌山大学の先生が参加していただいております。当初予算におきまして、16名のうち14名、町内の方なんですけども、予算は計上してございまして、12月まで和歌山大学の先生につきましては、和歌山大学のほうで支出しておったんですけども、その事業が終わって最終的に3月末で計画を作り上げるということで、今後開催される委員会、役員会につきましては、先生の来ていただく予算を町で予算要求をさせていただいたという形になります。委員2名のうちのおひとりが役員になってございますので、その方おひとり分を計上させていただいたということになります。

○議 長
8番 水上君

○8 番

伺います。そしたら役員になっていただいていますこの役員の役割ですか。役員とした位置づけですけども、そのことを説明してください。

○議 長

別途答弁をさせます。

番外 富田事務所長 辻君

○番 外（富田事務所長）

先ほどのサル有害駆除の関係ですけども、今年につきましては、上富田在住の狩猟者に有害の許可を出してごさいません。これにつきましては、地元猟友会日置川分会のほうから有害許可を出さないよう町に申し出があったためでございまして、以前は地元猟友会からその方に許可を出してもよいということを出しておったんですけども、いろいろな経過がございまして、町としては地元猟友会に有害許可を出すので地元猟友会以外の方についてはご遠慮願いたいということで、そういう状況でございまして、よろしく願いいたします。

○議 長

11番 丸本君

○11 番

そしたら、許可というのは猟友会に出しているんですか。それとも個人に出しているんですか。

○議 長

番外 富田事務所長 辻君

○番 外（富田事務所長）

町で個人に出してごさいます。

○議 長

11番 丸本君

○11 番

個人に出しているんですしたら、猟友会の許可が得られなから出してないという話ですね。今の説明では、個人から申請あったら出せるんじゃないですか。今の答弁でしたら。

○議 長

番外 富田事務所長 辻君

○番 外（富田事務所長）

許可につきましては、それぞれ白浜、日置の分会がございまして、その方々のご協力をいただいて実施してごさいます。町としましてもその方々と連携しながら許可を出してごさいますので、その点ご理解をお願いしたいと思います。

○議 長

11番 丸本君

○11 番

猟友会の了解を得た上で許可を出すと。先ほどお聞きしたその根拠はなんですかと聞いてるでしょう。その根拠は。法的根拠はあるんですか。

○議 長

番外 富田事務所長 辻君

○番 外（富田事務所長）

白浜町として実施しています。町内の方というのを原則としてお願いをしておりますので、猟友会の許可ということではなく、町の判断で許可を出しておるんですけども、猟友会のご協力をいただいておりますので、そういう猟友会の方々とご相談をしながら進めていきたいと思いますので、その点ご理解をお願いしたいと思います。

○議 長

16番 三倉君

○16 番

24ページ、教育費の中の賃金412万1千円。特別教育支援員の賃金ということです。これにつきまして、何名くらいの方がいらっしゃるのかということと、これから出すという賃金としたら残り3カ月ほどしかありませんし、それからしたらこの金額、数字のみを見れば、少し高いような気もするものですから、お答え賜りたい。

○議 長

番外 教育次長 青山君

○番 外（教育次長）

今の特別支援員ですけど、これは特別に支援を要する児童の支援ということで、現在小中学校を合わせまして14名ございます。当初予算では厳しい財政の中で昨年並みの人員ということで予算を組んでおったわけなんですけども、学校等の要望が強くなりまして、今回追加して14名ということで、この部分については7時間対応と4時間対応があるんですけども、7時間対応の2名を主に補正ということになってきます。よろしくお願ひします。

○議 長

16番 三倉君

○16 番

ということは、最初の見込みがちょっと甘かったというように解釈したらよろしいですか。

○議 長

番外 教育次長 青山君

○番 外（教育次長）

見込みが甘かったというか、こちらとしては昨年並みの人員で抑えたいということで予算を組んだところなんですけども、入りますと各学校からの要望がかなりありまして、その中で教育委員会としても必要に応じた配置ということをさせていただいております。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結致します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結致します。採決致します。お諮りします。

議案第105号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第105号は原案のとおり可決されました。

(9) 日程第8 議案第106号 平成23年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第2号) 議定について

○議 長

日程第8 議案第106号 平成23年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号) 議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結致します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結致します。採決致します。お諮りします。

議案第106号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第106号は原案のとおり可決されました。

(10) 日程第9 議案第107号 平成23年度白浜町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号) 議定について

○議 長

日程第9 議案第107号 平成23年度白浜町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) 議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結致します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結致します。採決致します。お諮りします。

議案第107号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第107号は原案のとおり可決されました。

(11) 日程第10 議案第108号 平成23年度白浜町介護保険特別会計補正予算(第3号) 議定について

○議 長

日程第10 議案第108号 平成23年度白浜町介護保険特別会計補正予算(第3号) 議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結致します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結致します。採決致します。お諮りします。

議案第108号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第108号は原案のとおり可決されました。

(12) 日程第11 議案第109号 平成23年度白浜町水道事業特別会計補正予算(第1号) 議定について

○議 長

日程第11 議案第109号 平成23年度白浜町水道事業特別会計補正予算(第1号) 議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結致します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結致します。採決致します。お諮りします。

議案第109号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第109号は原案のとおり可決されました。

(13) 日程第12 報告第19号 専決処分の報告について

○議 長

日程第12 報告第19号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結致します。

報告第19号は以上で終わります。

(14) 日程第13 議案第110号 物品購入契約の締結について

○議 長

日程第13 議案第110号 物品購入契約の締結についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

1番 正木秀男君

○1 番

これに異論はないんですが、入札についての設計金額と落札率。

それと、ここに5社あったと思うんですけども、そこらどうなんですか。

○議 長

番外 観光課長 正木君

○番 外(観光課長)

ご質問にお答えします。設計額につきましては、1,389万1,500円でございます。

請負率につきましては77.1%となっております。

業者5社による入札なんですけども、そのうち2社は辞退ということで3社で入札されております。

○議 長
14番 楠本君

○14番
これについては、保険はどうなっているのかということと、平面図がついておりませんが、この冷凍機器は1階に置くのか2階に置くのか、その点はいかがですか。

○議 長
番外 観光課長 正木君

○番外 (観光課長)
保険につきましては、今後整備した時点で保険に加入する予定でございます。
設置場所につきましては、工場の2階の部分に設置する予定となっております。

○議 長
10番 湯川君

○10番
製氷能力が1日7トンとございますが、実際に使う量は1日平均どのくらいでしょうか。

○議 長
番外 観光課長 正木君

○番外 (観光課長)
全体的な量というのは現在把握しておりませんが、夏場を中心にしてはほぼこの7.5トン目いっぱい製氷していくものと聞いてございます。なお、冬場につきましては、製氷はするんですが半分以下と言いましょうか、少なくともすむということを聞いてございます。

○議 長
質疑を閉じることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長
質疑を終結致します。討論を行います。
(なしの声あり)

○議 長
討論を終結致します。採決します。お諮りします。
議案第110号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長
異議なしと認めます。
従って、議案第110号は原案のとおり可決されました。

(15) 日程第14 議案第111号 民事調停の申立てについて

○議 長
日程第14 議案第111号 民事調停の申立てについてを議題とします。
本案に対する質疑を行います。
13番 正木司良君

○13 番

今回の111号、112号の民事調停でございますが、私の知る範囲ではお母さんと子ども
の家庭で家賃の支払いも非常に厳しいんだと。できるだけ払いたい、滞納なんかはしたく
ないんだけど、どうしようもないというお母さんの切実な声も伺ったことがありました。
そういうこともあるんですけども、今回、例えばAさんの場合、滞納額が136万円、家賃
が3万8千円。この滞納額を分割して支払っていただくと。10回払いだったら13万円、
100回払いだと1万3千円ですね。それに家賃の3万8千円ということになるんですけども、
高額の滞納額の場合、最大限で何回の分割払いになっているのか、そのあたりについて
教えてください。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

支払方法につきましても、調停の中で話し合いでここまで払えるという判断のもと、調停
されると思いますので、個々によって違ってくる場合もございます。今回調停させていただ
くんですけども、再度全員協議会が終わってから話し合いをとということで通知いたしまし
て、議会の議案書に名前が載るとということも報告をさせていただいて、その中で話し合いに
応じていただいて、ある程度お金を納めていただいた方も3名ほどございます。その中で話
し合いに出てきていただけない方を今回調停で話し合うということにしております。

○議 長

13番 正木司良君

○13 番

そうしましたら、具体的にはまだ3年か5年払いかのあたりについては、まだ当局の見解
も決まっていないわけですね。お考え。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

要するに話し合いが全くできていない方なので、どのくらいの所得があつてと、そういう
ものを調査した上で、そこで判断をしていきたいと考えております。

○議 長

1番 正木秀男君

○1 番

111号と112号に絡んでいくんですけども、111号にいたしまして、3番の方なん
か22年3月9日に入って翌月からと。こういう部分というのは、皆さん一生懸命職務をし
ているんやろうけども、そこら。先般の全員協議会で言いましたけども、やはり受益者負担
が原則の中で、たまってからえらいんやから、常に催促の部分が必要と言わせていただいて。
この方なんか入った月からと。保証人制度当然あると思うんやけど、そこらの作業はされて
いたんですか。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

何回も通知を出し連絡をとるんですけども、全く応じてくれないと。公平性を保つためにはこうあってはならないという判断で動いておりますので頑張ります。

○議 長

9番 南君

○9 番

関連なんですけども、1番の分割払いを可とするとあるんですけども、分割というのはたとえ100円、1,000円でもいけるのか。

それともう1点、3番の毎月の家賃等支払うこととあるんですけども、これは家賃の全額というふうに受け取ってよろしいんですか。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

今後の家賃については全額支払っていただき、それプラス滞納分を毎月いくらかずつ調停の話し合いによって支払をしていただくという方向でございます。

○議 長

9番 南君

○9 番

そしたら、分割の場合も少しでも、極端な話100円とかでも話し合いですけども、そのように解釈してよろしいんですか。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

実情に応じた調査をしまして、調停の中でこのくらいが妥当であると判断していただかないと、私どもがここに判断することはかなり難しいので、調停の場で決定していきたいと考えておりますので、ご理解よろしくをお願いします。

○議 長

11番 丸本君

○11 番

滞納の分について、調停が不調に終わる、あるいは出てこないということも考えられると思うんですけども、使用料の債権について、行政執行でも何でもして町営住宅から出ていただいた後の債権は残るでしょう。この分については出て行かれた後、どうされるんですか。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

調停によって応じてくれないという場合になりましたは、再度あたりますが、出て行かれて滞納された額につきましては、そちらへ請求させていただきます。

○議 長

11番 丸本君

○11 番

関連して、滞納分について差し押さえ。給料あるいは年金も通帳に振り込んだら差し押さ

えできるという前の税務課長の答弁ございました。給料も20万以上でしたか、20万以下でしたら4分の1とか、何かあったように思うんですけども、これも通帳に振り込んだら全額押さえいけるんですか。

○議 長
番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

今の質問ですが、建設課としましても、まず話し合いによって何とか解決したいという方向で進んでおります。今後その話し合いも応じてくれないとなれば、そういった事態も考えて税務課に意見を聞きながら頑張っていきたいと思っております。

○議 長
6番 廣畑君

○6 番

新しい住宅に最初からその時に入居している方と以前の住宅に入っておって移動するという事で入居した方がおると思うんですけども、そうした新しい住宅に入居する際の話といえますか、相談といえますか、そうしたことはどうだったんでしょうか。

○議 長
番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

すみません。その辺の内容については少し勉強不足でできておりません。のちほど回答をさせていただきます。

今のご質問ですけども、入られるときに支払っていただくようにという話し合いはしております。その結果納めていただけないのが現状でございます。

○議 長
質疑を閉じることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長
質疑を終結致します。討論を行います。
(なしの声あり)

○議 長
討論を終結致します。採決します。お諮りします。
議案第111号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長
異議なしと認めます。
従って、議案第111号は原案のとおり可決されました。

(16) 日程第15 議案第112号 民事調停の申立てについて

○議 長
日程第15 議案第112号 民事調停の申立てについてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

1 番 正木秀男君

○1 番

小さい問題と思うんですけども、2番の方、入居年月日が平成22年になって滞納月数が平成12年と。これどっちかなという部分。入居年月日は平成22年となっているでしょう。滞納月数は平成12年からに。そこらどうなんですか。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

これは住宅が変わられたということです。これは通算で、前からの滞納分でございます。

○議 長

1 番 正木秀男君

○1 番

浅学なので、またいでる人と。本来入居年月日といたら平成12年からしておいたらこんな質問せんねけども、22年と。そこらまた考えてください。

○議 長

1 4 番 楠本君

○1 4 番

全員協議会でもお聞きしたんですけども、一步前身かなと思います。この中でも生活援護世帯の方もおられると聞きます。またほかの税との関係もございますから、要望になりますけれども、各課との連携調整をやった上で慎重にやっていただきたい。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結致します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結致します。採決します。お諮りします。

議案第112号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第112号は原案のとおり可決されました。

（17）日程第16 報告第20号 第43期南白浜温泉株式会社経営状況の提出について

○議 長

日程第16 報告第20号 第43期南白浜温泉土地株式会社経営状況の提出についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

5番 玉置君

○5 番

この会社を白浜町と明豊が株式を持ち合っているんですが、この会社は白浜町に配当と
かできるんですか。配当していただいたことがあるんですか。取締役社長が町長ですから。

○議 長

番外 観光課長 正木君

○番 外（観光課長）

配当は現在ございません。

○議 長

5番 玉置君

○5 番

最初からないんですか。その辺もう一度。

○議 長

番外 観光課長 正木君

○番 外（観光課長）

私の把握しているところではありませんが、過去にさかのぼって調べてみますので、少し
お時間をいただきたいと思います。

○議 長

5番 玉置君

○5 番

そういうようなことを聞いたのは、この会社を持っている意味があるんですか。内部留保
なんか5千万円ほどありますけども、お金持ちの会社ですよ、売り上げは少ないですけど。
だいたい今後この会社を持ち続けて町長があて職で社長になられて、それを経営している。
配当も何もないのに意味あるのですか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

まず、1点、内部留保5千万円とおっしゃいましたが、それは保証金ですから、返すお金
です。お預かり金ということでご理解をお願いします。

議員ご指摘の持っている理由があるのかということですが、私も過去の経緯を
見ましたら、最初は白浜町でなくて別の方が持たれて、その株を白浜町が引き受けたとい
う形の経緯にありまして、本来的には非常に南白浜、千畳一帯の別荘地の中に配給している
温泉会社でございますけども、結構高齢化と申しましょうか、非常に厳しい経営状況になり
つつありますので、私としましたら、そういうことは再考していかなければならないかなと
思っています。

○議 長

5番 玉置君

○5 番

今後どなたかに株式を譲渡してもいいと思われてるんですか。

やはり取締役社長であつて職であつても利益の上がるように努力せなあかんのではないでしょうかね。この内容を見てみますと、売り上げが2, 200万円くらいですか。それについて従業員の方が2名おられる。そしていろいろと経費の内訳を見てますと、いちいち言つても仕方ないですけども、給料もなかなか、お一人に割つたら。交際費25万円や新聞図書費。こんな会社に新聞要るんかどうかわかりませんが、通勤手数料1万4千円等々あるわけですが、こういったところの経費的なものを見直して、収益を上げていくという体制を社長は考えておられるのか。そして、収益が上がったら、持っている株式の割合で収益を株主に分配するべきでないんですか。何のために株式にしているのか。株なんぼ持つても何も収入ない。今後経営努力をして収益をあげても配当何も入ってこない。そんな会社どうして存在するのかよくわからない。社長として今後そういうふう積極的に取り組まれる意向はありますか。

○議 長
番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

私も就任したときにあつて職で就任させていただきましたことですが、前の社長は明豊様でございまして、経過がありまして。結論から、議員おっしゃるこんな会社を持つて何の意味があるのかというところがございますけども、私も経営状況の厳しい会社でありまして、そのところに経営の在り方を再考しなければならないなと思つています。

○議 長
7番 溝口君

○7 番

4ページから1点お聞きします。貸借対照表からです。資産の部から載つていますが、先だつて見てたんですけども、短期貸付金1千万が計上されてはいますけども、短期貸付と。これはどちらに貸付られているのかまずお聞きしたいと思います。

○議 長
番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

どこに貸し付けているかのご質問ですね。短期貸付金としては白浜観光自動車道株式会社に貸し付けています。

○議 長
7番 溝口君

○7 番

今この会社から俗に言う千疊茶屋を経営されているところに1千万円貸し付けておられると初めて聞いて。

あと1点確認ですけども、短期となつておりますので、貸付期間は通常に考えたら1年くらいと認識するんですけども、何年貸付ですか。

それと利率はどうなつてはいますか、その点教えてください。

○議 長
番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

利率は年3%でございます。

貸付期間は貸付日平成23年6月8日から平成24年3月31日で最長3年という契約でございます。平成24年3月31日が返済期限です。

○議 長
7番 溝口君

○7 番
要はこうですか。平成23年6月8日に貸し付けられたと答弁して、返済は平成24年3月31日と。そこで千畳茶屋の返済が苦しい経営状況でおつかないようだったら最長3年とですけど、基本的にお伺いしますけども、なぜ南白浜温泉から千畳茶屋を経営している白浜町の会社、観光自動車道の会社に貸し付けなければならないのか。そしてまた、なぜ千畳茶屋の会社は100%町出資の会社であります。なぜこの会社から1千万円の融資を受けなければならないのか、基本的におかしくないですか。

○議 長
番外 町長 水本君

○番 外(町 長)
まず温泉会社としましては、利益につながると考えたからでございます。

○議 長
7番 溝口君
温泉会社は金融業もやられているんですか。今の答弁、利益になるからと。これ温泉会社も白浜町50%を持って、以前はもう少しの株式の割合があったと聞いて、今は明豊さんと半々ですか。こと融資を受ける観光自動車道は白浜町が100%出資されている会社ですよ。むこうも半公的な会社といって過言ではない位置的な一般常識からしたら考えられる会社が、今町長おっしゃるような利益になると。その理由おかしくないですか。

○議 長
番外 町長 水本君

○番 外(町 長)
温泉会社としましたら会社でございますので、利益が上がると判断してお貸ししたことで

○議 長
7番 溝口君

○7 番
利益になるからと、その答弁。当然我々は理解できませんけども、それだったら3%の返済ですね、千畳茶屋から月々いくらの返済になっているんですか。返済計画。

○議 長
番外 観光課長 正木君

○番 外(観光課長)
返済計画についてのご質問をいただきました。利率が約3%ということで、約2万4千円ずつ返していただいております。現在返済回数が合計、計画では10回となっております、現在返済しているのが7回となっております。利息のほうは現在…。

○議 長

暫時休憩します。

(休憩 11時58分 再開 11時59分)

○議長

再開します。

暫時休憩します。

(休憩 11時59分 再開 13時00分)

○議長

再開します。

先ほどの観光課長の答弁から続けます。

番外 観光課長 正木君

○番外(観光課長)

先ほどのご質問について再度答弁をさせていただきます。先ほどは大変失礼をいたしました。

返済計画につきましては、先に利息を分割返済をいただいているものでございまして、元金につきましては、平成24年3月31日に1千万円返済をいただく予定となっています。

先ほどの利息につきましては、10回の返済計画であり、24万4,927円のうち現在まで17万134円を返済していただいております。利息の残りは7万4,793円でございます。よろしくお願いたします。

○議長

7番 溝口君

○7番

今、観光課長から2万四千何百円ですか、利息先払いを10回と。24年3月31日に元本の1千万円を一括と。これは町長、先ほど金融業、利益が上がるから貸したと。その答弁でありましたけども、若干とはいえ2万四千何百円ですか、それで10回で25万円ほど利益として入ってくると。その答弁は大変おかしいと思うんですけども、それならば、今の千畳茶屋の経営ですね、くしくも町長が両方の会社の社長されていると。千畳茶屋の経営も十分認識をされておると。先般から人員の削減にはあたらないという形で最後は労働の調停まで発展しましたけども、大変厳しい状況であると。そんな中で、あと3、4カ月しかありませんけども、1千万円と。それ貸す方からしたら、こういった経営状況で返してもらえると判断成り立ったわけですか。そこら辺教えてください。

○議長

番外 町長 水本君

○番外(町長)

今のご質問に関しまして、3月末で銀行から千畳茶屋のほうは借入れ返済する計画に今取り組み中のところでございます。

先ほどの利益の話もございましたけども、白浜観光自動車道の側から千畳茶屋の経営改善のために設備、運転資金として必要なため短期の借り入れの申し出があり、それによりまして、当社としてはお貸ししたということでございます。

○議長

7番 溝口君

○7 番

両方の会社の社長をされておるので、いろいろ質問もしやすいような、しにくいような面あるんですけども、今銀行からの借入れの作業をされていると。しかし、借りるほうの一方の代表者である千畳茶屋の社長も務められているわけですから、当初から改装計画があるんでしたら、今言ったような金融機関から借りるとの措置をとられるのが普通ではないんですか。両方社長を兼ねている町長が訳のわからないような1千万円を千畳茶屋にお貸しせなあかんのかと。町長も先ほど玉置議員からの答弁で、経営的には苦しいと答弁されているやないですか。片方が100%町出資、片方が半分、そこの両方の社長兼ね備えているという形で安易にそういう取り組みとしか私にはうつってこないんですけども。

この貸し付けた1千万円の使用目的は千畳茶屋の改装だと。そしたら、今千畳茶屋の社長もいらっしゃるんで関連でお聞きしますけども、この改装については100%白浜町の出資の会社であります。当然改装については白浜町の入札制度にのっとりた手法をとって改装されたんですか。その点についてもお聞きしたいと思います。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

見積もりをとって仕事をお願いしたとお聞きしています。

○議 長

7番 溝口君

○7 番

片方は完全に公共団体が出資の会社であります。片方の温泉会社も白浜町が50%の株式。本来であれば、こういった改装工事は借りるほうは100%の公的と言って間違いない会社です。そこをやるのに簡単な見積もりとおっしゃいましたが、普通の白浜町に準じた入札というか、設計を組んで、そしたら改装費用がいくらであるというのがわかって、お貸しした方にも、貸すこと自体もおかしいと思っていますが、そういう手続きをとってれば透明性というものも出てくるんとかうんですか。今町長のお話を聞いていたら1社か何社かわかりませんが、見積もりだけをとってやっただと。改装資金の正確なのがわかっただけでまだ若干わかる点もあるんですけども、そこら辺どうですか。

○議 長

番外 観光課長 正木君

○番 外(観光課長)

先ほど見積もりによる発注と町長が申し上げましたが、まだ改修につきましては、建物の工事につきましては、まだ発注をいたしておりません。なお、建物の改修のほかに商品の整理とか整理棚の整備とか内装につきましては見積もり合わせでしている部分であります。

○議 長

7番 溝口君

○7 番

それだったら内装の見積もりはいくらくらいになっているんですか。

○議 長

千畳茶屋の件ではないので、ここの会計の報告なのでお願いします。

7番 溝口君

○7 番

と言いますのは、商品の分と内装の分がごっちゃになっていると。そういったことを把握した上で貸し付けをしてなかったらおかしいんじゃないかと。それについて貸すほうも内装やと、1社だけの見積もりで、そんな貸し方でいいのかということを知りたかったもので。

○議長

1千万円の貸付金の根拠を明確にお答えください。

番外 副町長 熊崎君

○番外(副町長)

1千万円の借入金につきましては、先ほど町長が申しましたように、リニューアルによる設備投資と通常の経営するための運転資金ということでございます。

それと、今1千万円のうちで使途につきましては、見積もり合わせということで、50万円以下の軽微なものでございますから、入札という方式はとってございません。内訳につきましては、店の内装につきまして約30万円です。冷蔵庫でありますとか、レジでありますとかにつきましてはリースにしております。それが約月7万円ございまして、今6カ月で36万から40万円要っております。あと雨漏り等の修繕費を執行しまして、これが50万円かかってます。あと浄化槽のブロアーといいますかその修理をしまして。それが約30万円。それで今あわせてほしい150～160万円の設備修繕費ということになっております。あと人件費等にも充当させていただいております、これが月60万円くらい要しております。それで360万ほどの分で約550万円くらい今使用してあるところでございます。以上です。

○議長

7番 溝口君

○7 番

今、貸し付けた1千万円の内訳を聞いたわけで、人件費からはじまって商品の整理というんですか、それが主で内装については何十万単位。100万までと。そんな形で、あと使用されていないお金が500万ほど残っていると。これやっぱり貸し付けるほうからした、おかしくないですか。民対民の金融業をされて利息だけでの商売だったら別ですけど、受けるほうは100%公の出資の会社ですよ。貸すほうも50%白浜町が株式を保有しているんですよ。そんな安易な、会計法上は違法ではないという判断でされたんだと思いますけども、倫理的、客観的、一般常識の面からして、町民の方にそんな形で受ける方も受ける方やけど出す方も出す方やと、おかしくないですか。お金の出し方が安易すぎると。借りる側もやはりそれはちゃんとした手続きを、当初から金融機関に対して申し入れをして、債務保証は白浜町がするのか、そういう形だと思うんですけども、あまりにも安易すぎませんか。不透明すぎると思うんですが、その点どうですか。

○議長

番外 町長 水本君

○番外(町長)

決して不透明ではないと思います。弁護士、税理士等にも相談してそういう手続きをとらせていただいたと報告を受けておりますから、そのことには特段何ら問題はないと思います。

○議 長

7番 溝口君

○7 番

どこに弁護士が関係してくるのか、会計法上のことなので、公認会計士か税理士になるんですか、町長は先般からの一般質問にもよく法的にと。法的にさえ通用すれば、すべて行政がうまく円滑にまわるような答弁でありますけども、そんなことでは決してないと思います。その認識を変えていただかないと、ますます不透明感が残ってきます。あとは返済は金融機関からですけども、貸し手のほうもそこら辺もう少しちゃんと説明できるように。町議会に報告せなあかん会社ということでしょう。経営状況について議会の場で。採決ではなく報告ですけども、やはり議会に報告する会社であるんです、南白浜温泉も。ですから、その点をもっと考えて慎重にやっていただかないと、我々中身を聞いてなんなぐちゃぐちゃになっているやないかと、そんな状態で貸すんだったら、受ける方も受ける方で、計画を立ててそういうことを最初からすればいいんです。それだけ申し上げておきたいと思います。

○議 長

5番 玉置君

○5 番

溝口議員の関連になるんですけども、この貸付金1千万円の利息をいただくということで、二十何万ですか。それよりもまず本来の業務で、いろんな経費の削減等を検討なさって利益が上がるほうを選んでいただきたかったなと思うんですが。

もう1点。この株式会社ですが、株式会社には業務内容の定款に載せるのところがうかなと思うんですが、温泉会社が金融で金利をいただいて儲けを得るという業務は正当なんですか。先ほど税理士に相談なさったと言いますけども、こういう業務内容がまったく金融業務になるので、こういうことをやっていいのかどうか、そのあたりお調べになったかどうかお聞きしたいんですが。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

その点も確認しましたが、商法上、税制上も問題ないと報告を受けております。

○議 長

6番 廣畑君

○6 番

この短期貸付金というのは取引先とか仕入れ先とか親会社とかそうしたところに貸し付けるんだというようなんですけども、相手先とどういう関係の会社か、その辺はどうなんでしょうか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

どういう関係で、親会社でもございませんけども、南白浜温泉会社と白浜観光自動車道とは特段の関係性というか親子ではございません。

○議 長

6番 廣畑君

○6 番

会計の処理上そういうことでいいんですか。やはり、そういう特定の短期の貸付金につきましては、特定のそうした会計処理上決まりがあって、貸し付けることができると思っているんですけども、それが例えば役員であるとか従業員であるとかということもあると思うんですが、この会社と相手方の会社、借り受けの方の会社につきまして、簡単に誰でもいい、そしたら私にも貸してもらえるのかなと思いますね。そういう点を聞いているのであって、どうでしょうか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

誰でもいいということではないでしょうけども、それは税理士や弁護士の指導も受けましての結果として、お貸ししたということです。

○議 長

6番 廣畑君

○6 番

やはり会計処理上、こういうことであるから短期貸付金が出せるんやと。1年以内ということでもありますけれども、そういうふうになるわけですね、物事は。その点をお聞きしているんですが、いかがでしょうか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

貸すということは税理士と相談して可能であるということだったので、お貸ししたということです。

○議 長

6番 廣畑君

○6 番

税理士さんにご相談するのはそれでいいんですけども、税理士さんと相談されて、こういうことであるから貸すことができますよということをお聞きしていただかなんたらあかんのところがうかなと思うんですけども。

○議 長

暫時休憩します。

(休憩 13時18分 再開 13時20分)

○議 長

再開します。

6番 廣畑君

○6 番

短期貸付金の貸付先について先ほどからお聞きしているわけなんですけども、もう一度そうしたことで税理士さんに相談されたということでもありますけども、そうした貸し付けができる相手なのかということをお聞きしておるわけでもあります。

○議 長
番外 町長 水本君

○番 外(町 長)
役員会に諮りまして、できるという判断で貸し付けさせていただきました。

○議 長
6番 廣畑君

○6 番
役員会に諮って貸付ができると判断したということです。この辺は保留をしたいなと思うんですけども、先の質問については保留にします。

この貸付金につきましては、金銭債権のために貸倒引当金の設定の対象であると思うんですけども、この貸借対照表と会計を見ますと、貸倒引当金という科目はないわけなんですけど、そういう点は税理士さんあるいは役員会はどのように判断したんでしょうか。

○議 長
番外 町長 水本君

○番 外(町 長)
休憩をいただけますか。

○議 長
休憩します。

(休憩 13時23分 再開 13時26分)

○議 長
再開します。
番外 観光課長 正木君

○番 外(観光課長)
先ほどの貸倒引当金につきましては、やはり議員ご指摘のように、そうした場合には貸倒引当金の設定というのがなされるわけなんですけども、当社としましては、法的に設定しなければならないとは決まっていないので、この場においてはそうした設定をしなかったということで、どうかご理解をお願いいたします。

○議 長
6番 廣畑君

○6 番
法的に設定しなければならないとは決まっていないと、だから設定していないということです。しかし、確実に1千万円が返ってくるというか、ほんまに保証はあるんですか。やはり社長が一緒やから、返ってくるようになるんかなと思うんですけども、その辺はどうなんですか。やはり、返ってこなんたら、倒れてあかなんたら、そういうのをきちんと設定しておかなあかんのちがうんですか。会計処理上きちんとしておかなあかんのちがいますか。

○議 長
番外 町長 水本君

○番 外(町 長)
そこも税理士がそういう形でいけるというお話もありましたし、両者において取締役会の議決も得まして、形式的に相当な手続きを経ております。また契約内容も特段双方に不平等

な内容とも考えられませんし、そういう状況にありましてお貸ししたという形でございますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議 長

6番 廣畑君

○6 番

それでは、やはりこういった会社の経営に関わることで、町が50%の出資であるとの会社ですけれども、片方に民間の50%の会社、明豊ですか、出資しておると。きちんとそういった利益であるとか損失を明らかにしていかなあかんように思うんです。やはり法的に規制がないということでありまして、それはのっとなってきちんと会計処理をしていく。別の会社はいろんなことがありました。そうしたこともあるので明らかにしていく、公開していく。きちんとした制度のもとで公開していくということが必要だと思います。

それから、1千万円を借りようということを提案したのは誰ですか。そのことを1つお聞きします。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

店の担当者たちからですけれども。

○議 長

6番 廣畑君

○6 番

1千万円を貸し付けていくということ、相手方に貸し付けていくということを提案したのは誰でしょうか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

役員会で私が提案させていただきました。

○議 長

8番 水上君

○8 番

先ほど町長から説明がありました。この1千万円については、23年6月8日に貸し付けの事実があったと。このことについて、例えば千畳茶屋のほうから貸し付けについての申し出があったのはいつごろになるのでしょうか。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外(町 長)

今詳細を持ち合わせていませんので。

○議 長

8番 水上君

○8 番

続けて関連です。貸付日が6月8日ということで、リニューアルも夏に向けてということ

の説明を受けておりましたけれども、どれだけか前に申し入れがあって、それを会社の役員会の中で審議されたと思うんですね。そのことにつきまして、それをちょっと置いておきまして、この会社が新たに金融機関から24年3月には新たに1千万円の借入れができるということなんですか。

○議 長
番外 町長 水本君

○番 外(町 長)
そういう取り組みで進めております。

○議 長
8番 水上君

○8 番
そしたら、千畳茶屋が借入れの申し入れをする時点で金融機関から借入れの策はなかったのでしょうか。そういうことはお聞きでなかったんですか。

○議 長
番外 町長 水本君

○番 外(町 長)
借入れについて時間がかかるということもありますということで、貸し付けに対して受け入れたのでございます。

○議 長
8番 水上君

○8 番
これ申し入れの日にちが今お伺いできておりませんが、6月8日に貸し付けたという日にちがわかっております。そこから一月、二月さかのぼるのかなと、想像すればですよ。約1年近くかかって金融機関から査定がおりるとい判断の中で、なぜそんなに日にちがかかるかなと。そこも一般の企業の貸付申し入れについても1年もかけて金融機関が1年後にあなたところに貸しますというのは聞いたことがないんですけども。

それで、双方ともに役員会、白浜観光自動車道ですか、千畳茶屋、そして南白浜温泉株式会社双方ともに役員会の中で協議されていたと思うんですけども、そのことについての先ほど答弁の中では決定して貸し付けたということですけども、この資産の運用については、透明性がないというような議員の意見もありましたけども、役員会での会議録の開示を求めたいと思います。

○議 長
番外 町長 水本君

○番 外(町 長)
訂正ですけども、お貸しするのは、お金を貸すときに稟議を回して決裁をとりましたけども、役員会はその後日でございますので、いろんな事情がありまして役員会を開けませんでしたので、その貸し付けた後に総会で決裁をもらっていますので。

○議 長
8番 水上君

○8 番

双方の会社の取締役、町長聞いてください。双方の会社の取締役社長が水本雄三氏ということで、これ今貸し付け前には協議がなかったということですか。

○議 長

番外 観光課長 正木君

○番 外（観光課長）

借りた方につきましては、事前にそうした話を取締役会で協議をしました。それとこの貸した方の南白浜温泉株式会社につきましては、会議が後になったということですが、やはり町長が言いましたように、会議を開催する暇がありませんでしたので、先に決裁という形をとらせていただいて、その後取締役会を再度開かせていただいたところでございます。

○議 長

8番 水上君

○8 番

この貸し借りについては議会としてもちゃんと押さえておきたいと思います。今町長の答弁の中に利益が生ずるのでというような、利益を生むので流用させてもらったというような説明もありました。やはりこのことについての手続きの不透明さというのは議員のほうから先ほど来から質問に出ていますし、やはり会議録の開示を求めたいと思います。

○議 長

番外 町長 水本君

○番 外（町 長）

わかりました。

○議 長

14番 楠本君

○14 番

段々の話で堂々巡りになりますので、監査委員も最後の4項目に法令もしくは定款に関する重大な事実は認められないとこういうことも書いておるんですよ。従いまして、先ほどの会計法上、商法上皆さんから言われた部分も含めて、水上議員も言われた分も含めて後日報告していただけたらと思います。

○議 長

今の意見を十分お聞きしていただいたと思いますけども、皆さんの質疑にございましたように十分慎重にもう一度協議いただきまして、かかる時間に報告いただきたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結致します。

報告第20号は以上で終わります。

（18）日程第17 諮問第4号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて

○議 長

日程第17 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

諮問第4号は原案のとおり適任と認めることについて異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、諮問第4号は適任と認めることに決定いたしました。

休憩します。

(休憩 13 時 39 分 再開 14 時 00 分)

○議 長

再開します。

資料を配付してください。

(資料配付)

○議 長

議会運営委員会でご協議いただきましたことを事務局長から報告をさせます。

番外 事務局長 林君

○番 外(事務局長)

報告を行います。

新たに議案第113号が提出されました。辻決算審査特別委員長から決算審査報告があります。これらの案件を日程に追加し、審議をお願いすることになりました。

以上で報告を終わります。

○議 長

報告が終わりました。

ただいま提出されました各案件についてを日程に追加し、追加日程第19から追加日程第31として議題にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、これらの案件については日程に追加し、追加日程第19から追加日程第31とし

て議題とすることに決定しました。

(19) 追加日程第19 議案第113号 平成23年度白浜町一般会計補正予算(第9号)
議定について

○議 長

追加日程第19 議案第113号 平成23年度白浜町一般会計補正予算(第9号) 議定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

番外 町長 水本君(登壇)

○番 外(町 長)

本日、新たにご審議をお願いいたします案件の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。

議案第113号 平成23年度白浜町一般会計補正予算(第9号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,399万7千円を追加して、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ123億7,115万8千円と決めました。

詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます

○議 長

続いて、補足説明を許可します。

番外 総務課長 坂本君(登壇)

○番 外(総務課長)

議案第113号 平成23年度白浜町一般会計補正予算(第9号) 議定について、議案書(P.50~51)に基づき、説明した。

○議 長

補足説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結致します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結致します。採決します。お諮りします。

議案第113号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第113号は原案のとおり可決されました。

(20) 追加日程第20	議案第85号	平成22年度白浜町一般会計歳入歳出決算認定について (委員会審査報告)
追加日程第21	議案第86号	平成22年度白浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について (委員会審査報告)
追加日程第22	議案第87号	平成22年度白浜町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について (委員会審査報告)
追加日程第23	議案第88号	平成22年度白浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について (委員会審査報告)
追加日程第24	議案第89号	平成22年度白浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について (委員会審査報告)
追加日程第25	議案第90号	平成22年度白浜町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について (委員会審査報告)
追加日程第26	議案第91号	平成22年度白浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について (委員会審査報告)
追加日程第27	議案第92号	平成22年度白浜町健康交流拠点施設事業特別会計歳入歳出決算認定について (委員会審査報告)
追加日程第28	議案第93号	平成22年度白浜町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について (委員会審査報告)
追加日程第29	議案第94号	平成22年度白浜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について (委員会審査報告)
追加日程第30	議案第95号	平成22年度白浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について (委員会審査報告)
追加日程第31	議案第96号	平成22年度白浜町水道事業特別会計決算認定について (委員会審査報告)

○議長 長

追加日程第20 議案第85号から追加日程第31 議案第96号までの12件を一括議題とします。

事務局長から案件の朗読をさせます。

番外 事務局長 林君

○番外(事務局長)

委員会審査報告書を朗読した。

○議長 長

本案に関する委員長報告を求めます。

番外 15番 辻決算審査特別委員長(登壇)

○15番

平成22年度各会計の決算審査につきましては、平成23年9月5日開会の第3回白浜町議会定例会において本委員会に付託されましたので、10月6日から10月14日まで4日

間にわたってすべての部局を対象に委員会を開催し、審査を実施しました。

結果につきましては、平成22年度白浜町一般会計歳入歳出決算認定及び各特別会計歳入歳出決算認定につきましては、報告書に記載のとおり全て意見を付け認定すべきものと決定しました。

執行部におかれては、当委員会が出された意見を真摯に受け止め、次年度予算の編成、執行に活かされるよう、また、今後とも町民ニーズの変化や時代の要請に的確に対応できるよう施策・事業の計画的推進、重点化及び効果的な財源配分に努めていただきたいと思います。

簡単でございますが、委員会審査報告とさせていただきます。皆様方のご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

委員長報告が終わりました。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

決算認定についての委員長報告は、意見を付け認定すべきものとなっています。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、平成22年度一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算認定に関する12件については、意見を付け認定することに決定いたしました。

休憩します。

(休憩 14 時 14 分 再開 14 時 14 分)

○議 長

再開します。

資料を配付して下さい。

(資料配付)

○議 長

廣畑議員より意見書案が提出されました。

提出されました意見書案についてを日程に追加し、追加日程第32として議題にしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、意見書案については日程に追加し、追加日程第32として議題とすることに決定しました。

(21) 追加日程第32 意見書案第4号 独立行政法人国立病院機構南和歌山医療センターの充実を求める意見書の提出について

○議 長

追加日程第32 意見書案第4号 独立行政法人国立病院機構南和歌山医療センターの充実を求める意見書の提出についてを議題とします。

事務局長に案件を朗読させます。

番外 事務局長 林君

○番 外(事務局長)

意見書案第4号を朗読した。

○議 長

提案理由の説明を求めます。

(省略の声あり)

○議 長

省略とのことですので省略します。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結致します。採決致します。お諮りします。

意見書案第4号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

資料を配付して下さい。

(資料配付)

○議 長

ただいま南議員から水本雄三白浜町長に対する問責決議が提出されました。所定の賛成者

があります。

提出された水本雄三白浜町長に対する問責決議を日程に追加し、追加日程第33として議題にいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、水本雄三白浜町長に対する問責決議については日程に追加し、追加日程第33として議題とすることに決定しました。

(22) 追加日程第33 発議第5号 水本雄三白浜町長に対する問責決議

○議 長

追加日程第33 発議第5号 水本雄三白浜町長に対する問責決議についてを議題とします。

事務局長に案件を朗読させます。

番外 事務局長 林君

○番 外(事務局長)

発議第5号を朗読した。

水本雄三白浜町長に対する問責決議

平成22年3月26日に水本町長が就任され、最初の議会でありました平成22年第1回臨時会において、水本町長は、「町民と行政が一体となった地域づくり、まちづくりが必要と考え、多岐にわたる様々な課題に取り組んでいかなければなりません。」と町民と行政の一体化の重要性を表明されたのであります。

しかし、あなたが白浜町長に就任以来、海開き、町有源泉、ごみ処理施設等の多くの課題に対し、その都度、町民との協議において「法的解決」という所信で表明した内容とほど遠い言葉を口にされてきました。行政の最高責任者として、まず、町民との対話を大事にし、解決策を見いだしていくことが町長としての責任であります。

今の町長を見ていると、行政運営の知識も就任時と何ら変わりなく、議会での質問等にもその場をしのげればとの思いしか伝わってきません。

町長の言動、対応を見ていると我が町白浜への思い、我が町への愛着など感じることに到底できず、白浜町の将来展望もなく実現に向けた政策も示すことができていません。

特に、今般のごみ処理施設の一連の問題で、設置地区との交渉過程において、地域振興費の補助基準策定のもつれから、交渉の場を自身で打ち切り、その後、水本、熊崎両氏が地元住民代表2名、町議会議長、町職員3名を相手に名誉を毀損され精神的苦痛を受けたとして総額1,000万円の慰謝料を求める訴えを起こしました。

両氏の個人名での訴えとはいえ、この問題については、町長、副町長の立場で臨んでいることは事実であります。

公務上の交渉事で町民との間で利害が対立することは往々にしてあり、それを調整するのが町長の責任であります。

今回の民事提訴について、町長は民と民との訴訟であるとの見解を述べられており、それならば、まず、自ら町長職を辞して訴訟に臨むべきであります。

この民事提訴は、我が町にとっては何ら得るものではなく、最高責任者たる水本町長の政治力、統率力のなさを全国に広め、我が町のマイナスイメージを発信した結果となったことは恥じいるばかりであります。

現下、白浜町の経済環境は厳しいの一語に尽き、新たな課題も次々に発生し、遅滞なく対処していかなばならない重要な時期にありながら、この間の水本町長の言動が、町政に停滞と混乱を招いたことは重大であります。

よって、白浜町議会は、水本雄三町長に猛省を促すと共に、その責めを強く問うものであります。

以上、決議する。平成23年12月20日 白浜町議会

○議 長

提案理由の説明を求めます。

(省略の声あり)

○議 長

省略とのことですので省略します。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

発議第5号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、発議第5号は原案のとおり可決されました。

資料を配付してください。

(資料配付)

○議 長

議員派遣について、また議会運営委員会、各常任委員会、広報特別委員会の委員長からお手元に配付の申し出一覧表に記載されております現在調査中の事件について、閉会中も調査を継続したい旨の申し出があります。また、総務観光常任委員長より閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

ただいま提出されました各案件についてを日程に追加し、追加日程第34から追加日程第

36として議題にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、これらの案件については日程に追加し、追加日程第34から追加日程第36として議題とすることに決定しました。

(23) 追加日程第34 発議第6号 議員派遣について

○議 長

追加日程第34 発議第6号 議員派遣についてを議題とします。

白浜町議会会議規則第121条の規定による議員派遣について、お手元に配付のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議員派遣についてはお手元に配付のとおり決定いたしました。

(24) 追加日程第35 発委第11号 閉会中の継続調査申出書 (議会運営委員会・総務観光常任委員会・建設農林常任委員会・文教厚生常任委員会・議会広報特別委員会)

追加日程第36 発委第12号 閉会中の継続審査申出書 (総務観光常任委員会)

○議 長

追加日程第35 発委第11号 閉会中の継続調査申し出、追加日程第36 発委第12号 閉会中の継続審査申し出を議題とします。

各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も調査または審査を継続することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、各委員長から申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も調査または審査を継続することに決定しました。

これをもって第4回定例会に付された案件はすべて終了いたしました。

閉会にあたり町長から挨拶があればこれを許可します。

番外 町長 水本君 (登壇)

○番 外 (町 長)

閉会にあたりまして、ひと言ご挨拶を申し上げます。

12月6日に本定例会を招集させていただいたところ、本日まで15日間にわたり議員各

位には提案いたしました案件をはじめ町政全般にわたり、鋭意ご審議をいただき、誠にありがとうございました。

本定例会におきまして、議員各位から賜りましたご意見、ご提言を行政運営に十分生かしながら各種事業をより一層の推進を図ってまいりたいと存じます。

本年も残すところあとわずかになりました。今後とも、議員各位のご指導、ご鞭撻を賜りながら、来る2012年が町政の飛躍の年になりますよう職員と共に一生懸命がんばる所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

議員各位にはご健康にご留意いただき、新しい年をお迎えいただきますことを祈念申し上げますとともに、閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○議 長

挨拶が終わりました。

これをおもちまして白浜町議会平成23年第4回定例会を閉会したいと思いますが、水本町長におかれては、ただいま可決いたしました町長に対する問責決議を重く受け止めていただき、今後の町政運営にあたられるよう申し添えておきます。

これをもって白浜町議会平成23年第4回定例会を閉会することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、白浜町議会平成23年第4回定例会はこれをもって閉会いたします。

たいへんご苦労さまでした。

議長 西尾 智朗は、14時30分閉会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成 23 年 12 月 20 日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員